

白川町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 8 日

白川町長 佐 伯 正 貴

白川町条例第 2 0 号

白川町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

白川町簡易水道事業の設置等に関する条例（令和 5 年白川町条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(経営の基本) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 簡易水道事業の主たる事務所は、岐阜 県加茂郡白川町河岐 <u>1 7 0 5 番地 2</u> に置 く。	(経営の基本) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 簡易水道事業の主たる事務所は、岐阜 県加茂郡白川町河岐 <u>7 1 5 番地</u> に置 く。

附 則

この条例は、白川町役場の位置を定める条例（令和 3 年白川町条例第 1 2 号）の施行日から施行する。